

山口県報

平成17年
4月26日
(火曜日)

目次

告示	一
自衛官の募集(消防防災課).....	一
平成十七年度地籍調査事業計画(地域政策課)	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	二
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	二
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(漁政課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	三
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	四
県営日積地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
公安委告示	五
警備員指導教育責任者講習の実施	五
企業管理規程	六
山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程	六
雑報	七
県報の正誤(平成十七年三月三十一日山口県企業管理規程第五号ほか三件)	七

山口県告示第二百八十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事項を次のとおり告示する。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 募集期間

平成十七年五月九日(月曜日)から同年六月三日(金曜日)まで

二 試験期日

平成十七年六月十五日(水曜日)

三 試験場の位置及び名称

山口市大字上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地

四 試験の方法

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (一) 採用予定月の一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する男性であること。
- (二) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 採用予定人員及び採用予定年月

区分	採用予定人員	採用予定年月
二等陸士	若干人	平成十七年七月
二等海士	若干人	平成十七年八月
二等空士	若干人	平成十七年七月

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町村役場又は自衛隊山口地方連絡部（電話〇八三一九二二―二三二五）若しくは次のいずれかの募集事務所等にする。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所（電話〇八二七―二三―一五八〇）
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所（電話〇八二〇―二二―八一九九）
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所（電話〇八三四―三二―七〇九七）
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所（電話〇八三一九二五―八二三一）
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所（電話〇八三六―三二―四三五五）
- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所（電話〇八三二―二三―三三九五）
- (七) 自衛隊山口地方連絡部萩募集事務所（電話〇八三八―二二―二四〇九）

山口県告示第二百八十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定による平成十七年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周東町、錦町、徳地町、秋穂町、小郡町、美東町、秋芳町及び阿東町

二 調査地域

下関市長府逢坂町、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府黒門南町、長府野久留米町、長府羽衣南町、菊川町大字上岡枝、菊川町大字上田部、菊川町大字七見、菊川町大字西中山、豊田町大字城戸、豊田町大字地吉、豊田町大字手洗、豊田町大字西長野、豊田町大字東長野及び豊北町大字田耕

宇部市大字櫛原、大字如意寺及び大字東方倉
山口市大字江崎、大字仁保中郷及び大字深溝
防府市大字下右田、大字鈴屋及び大字高井
下松市大字切山
長門市東深川、三隅上、日置上及び日置中
美祢市大嶺町東分及び東厚保町川東

周南市大字湯野及び大字鹿野下

山陽小野田市大字小野田、大字丸河内、叶松一丁目、叶松二丁目、高栄三丁目、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、セメント町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、千代町一丁目及び平成町

玖珂郡周東町大字相生

錦町大字須川

佐波郡徳地町大字上村及び大字藤木

吉敷郡秋穂町東

小郡町大字上郷

美祢郡美東町大字大田及び大字長登

秋芳町大字別府

阿武郡阿東町大字生雲中及び大字蔵目喜

三 調査期間

平成十七年四月二十六日から平成十八年三月三十一日まで

山口県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

大津郡油谷町河原土地改良区

認可年月日
平成一七、四、一四

山口県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
美祢市	大羽山地区	ため池の整備	平成一七、四、一五

(一) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成八年秋分の満潮位(D.L. + 三・一メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分二三・三八六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒)から三三七度二分四八秒一、六七二・四九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一三五度〇三分三三秒七九・九四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一五一度二九分二〇秒二〇・一四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一五五度四八分二九秒五九・九九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一六四度五六分一九秒二〇・〇四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七九度四四分五八秒八七・一五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四三度三九分〇九秒五・四五メートルの地点

(二) 面積

- 一、三二六・四一平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成九年十月六日 指令港湾第四三〇号

三 関係図書を閲覧できる市町村

柳井市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十七年四月十五日

山口県告示第二百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
玖珂郡由宇町字中塩田五二八の一	五・〇	三一・五	一六〇・三三



(二四六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年六月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 野鳥やまぐち

代表者の氏名 岡田 雅裕

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字厚狭一七六八番地の四八

三 定款に記載された目的

広く県民に対して、野鳥を中心とした自然活動、環境教育等のプログラムの企画及び運営並びに野鳥に関する調査研究を行い、県民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に寄与すること。

(二四七) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期

間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 特別保護地区の名称
高照寺山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
高照寺山鳥獣保護区内の玖珂郡周東町大字祖生字平畑二二八九の一から二二八九の三まで及び字堂屋敷一〇五〇の一から一〇五〇の三までの周東町有林の全域(面積二八ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間
平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
(一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地
(二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、ハチクマ、ハヤブサ、ヤマドリ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
平成十七年四月二十六日から同年五月九日まで
- 六 縦覧の場所
山口県岩国農林事務所
- 一 特別保護地区の名称
江良鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
江良鳥獣保護区内の下関市豊浦町大字川棚字溝口二二三三の三及び字岡一一九三の一の下関市有林の全域(面積 二九ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間
平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ウグイス、ホオジロ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

縦覧の期間

平成十七年四月二十六日から同年五月九日まで

縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(二四八) 県営日積地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営日積地区ほ場整備事業の施行に係る第三換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成十七年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営日積地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月二十七日から同年五月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課



山口県公安委員会告示第三十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第十一条の三第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十六日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所並びに受講者の定員
 - (一) 日時 平成十七年六月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)まで、毎日午前九時から午後五時三十分まで
 - (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)
 - (三) 受講者の定員 四十人
- 二 講習の事項
 - (一) 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - (二) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
 - (三) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - (四) 警備業務の区分(警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)第二十六条第三項に規定する警備業務の区分をいう。)に応じて専門的な知識及び技能に関すること。
 - (五) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- 三 講習対象者
 - (一) 次のいずれかに該当する者であること。
 - (一) 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - (二) 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者
 - (三) 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事しているもの
 - (二) 受講申込書の受付期間
 - 平成十七年五月十一日(水曜日)から同月二十日(金曜日)まで
 - ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 四 受講申込書の提出先
 - (一) 県内に住所を有する者
 - 住所地在管轄する警察署
 - (二) 県外に住所を有する者
 - 山口県内の最寄りの警察署
- 五 受講申込書の提出方法
 - 受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 六 提出書類
 - (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(警備員指導教育責任者及び機械警備業務

- 管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)別記様式第一号によること。(正副二通)
- (二) 三の(一)に該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する警備業務の従事期間に関する証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)(各二通、三の(二)に該当する者にあつては一級の検定に係る検定規則第八条の合格証の写し二通、三の(三)に該当する者にあつては二級の検定に係る検定規則第八条の合格証の写し及び警備業務従事証明書各二通
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)(二枚
- 八 受講手数料
 - 三万七千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書正本の下部余白欄にはること。
 - この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 その他
 - この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。



山口県企業管理規程第十号

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十七年四月二十六日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局行政財産使用料徴収規程(昭和五十一年山口県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表占用物件の項中、「第七十三条第一項」を「第二百二十八条第一項」に改める。 附 則

この管理規程は、平成十七年四月二十六日から施行する。



正 誤
 平成七年三月三十一日山口県企業管理規程第五号(山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程)

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	九	であつた者であつて、	となつた者で、

平成十六年五月十一日山口県規則第四十八号(建築基準法施行細則の一部を改正する規則)

ページ	段	行	誤	正
一	下	八	隣地斜線制限	道路斜線制限
一	下	一〇	道路斜線制限	隣地斜線制限

平成十七年三月三十一日山口県条例第四十七号(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

ページ	行	誤	正
一	左から二、三	平成十七年法律第...号	平成十七年法律第二十一号
二	一	平成十七年法律第...号	平成十七年法律第三十号

平成十七年四月十二日雑報(正誤)(平成九年四月一日山口県訓令第十三号)

ページ	段	箇所
八	上	表中
誤		
定めること(法第30条第2項)	定めること(法第30条第2項)。	
正		
定めること(法第30条第4項)	定めること(法第30条第4項)。	

平成十七年四月二十六日印刷
発行

発行人所

山口県
知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)